

第5章 実現のためのルールと仕組みづくり

矢部川流域の豊かな自然景観や歴史、文化、産業など人々の営みによってつくり出された特有の景観を様々な主体が協働して守り育てていくためには、その対象や目的を明らかにし、それぞれの主体間で共有できるルールと仕組みが必要です。

5.1 協働して守り育てる景観のためのルール

第4章で位置づけた「協働して守り育てる景観」について、他の計画との整合や各主体との連携が図られるものから、これらを守り育てる基準やそれぞれの主体の役割を定めたルールづくりに取り組んでいきます。

①良好な景観を形成するための基準を定めます。

現にある良好な景観を保全するだけでなく、地域の個性や特色を伸ばすような景観を創出するための基準、地域の景観特性を活かしたデザイン等の基準を定めます。

②協働して守り育てる景観を阻害する行為が生じないような基準を定めます。

景観を阻害するおそれのある建物や電柱、広告物等の工作物について、その配置、形態、高さ、色彩、照明等において配慮すべき基準を定めます。

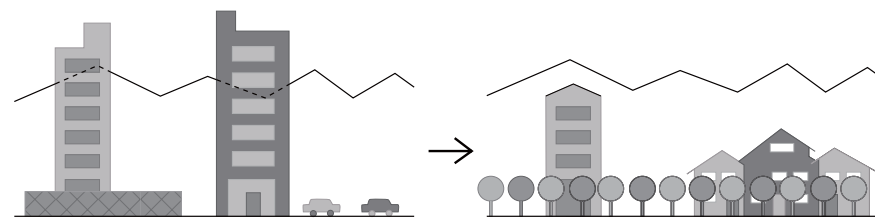
③協働して守り育てる景観を阻害している既存の施設等について、それを改善するための基準を定めます。

景観を阻害している建物や電柱、広告物等の工作物について、周囲を緑化したり、改善したり、取り除くための基準を定めます。

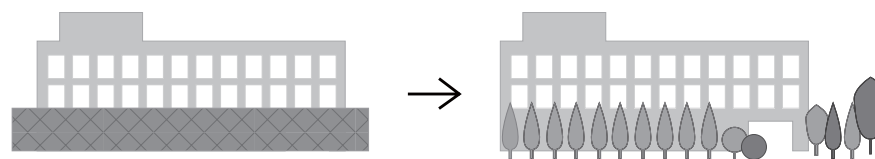
④特に景観上重要な建築物、工作物、樹木、公共施設を指定し、保全・整備する基準を定めます。

地域で親しまれてきた歴史的な建物や樹木を指定し、その改修、改築、維持管理の方法、基準等を定めます。

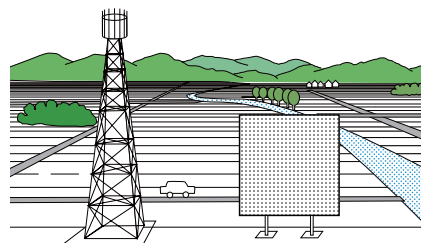
ルールづくりの例



眺望景観等を阻害するおそれのある建物について、形態、高さ等に配慮することが望ましい。



敷地の境界の部分は、コンクリート塀等ではなく、生垣等の緑で修景するのが望ましい。



鉄塔、野立て看板は周囲の景観に配慮する。



良好な自然景観が続く県道52号線。

5.2 担い手を育てるための仕組み

干潟、里山、棚田、多様な生態系等の維持保全、管理する担い手の育成等、景観を直接対象とする取り組みでないものの、景観を支えるためにはなくてはならない取り組みを推進するルールや仕組みづくりに取り組んでいきます。

例えば、グリーンツーリズムなどの振興による棚田や里山の維持・管理主体の育成、地域ブランドの創出による農林漁業の振興、清掃活動や動植物の保護活動の支援策等が考えられます。また、担い手の活動拠点として、地域で親しまれてきた建物などを再利用し、昔ながらの景観を維持する取り組みも考えられます。



援農の様子（星野村）



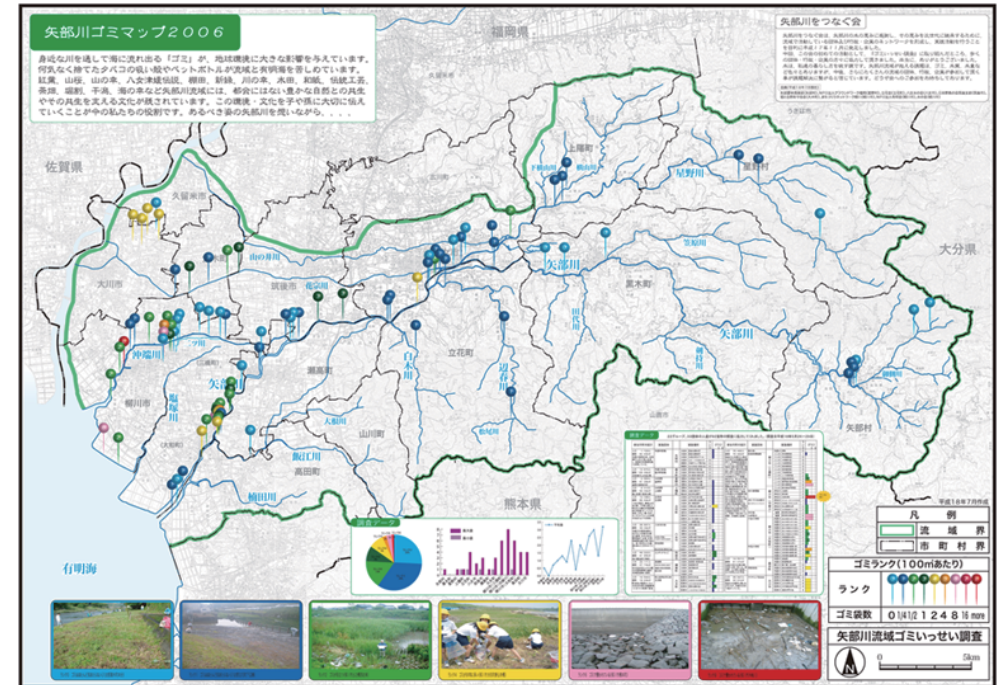
都市農村交流での植林作業（星野村）



棚田の修復作業（黒木町）



廃校となった小学校を再利用した農林業交流体験施設「えがおの森」（黒木町）



矢部川をつなぐ会が協働して作製した「矢部川流域ゴミマップ2006」

5.3 「重点かつ総合的に景観形成を進めていく区域」におけるルール

様々な観点による「協働して守り育てる景観」が複合し、地域の景観を一体的に保全・育成することが望ましい区域については、「重点かつ総合的に景観形成を進めていく区域」として位置づけ、地域内で良好な景観形成を図っていくためのルールを定めます。

こうした観点から以下の7つの候補地区については、今後、検討を重ねて具体的なルールを定めていきます。

重点かつ総合的に景観形成を進めていく区域（候補）



5.4 協定から景観づくり実施への流れ

